

平成 20 年公認会計士試験受験案内

公認会計士・監査審査会

試験実施日程

願書配付期間 平成 20 年 1 月 15 日(火)～平成 20 年 2 月 29 日(金) (平日午前 9 時から午後 5 時まで)

願書配付場所 「財務局理財課等」及び公認会計士・監査審査会事務局
(P. 10「8 試験地、受験願書配付・提出先」参照)

願書受付期間 平成 20 年 2 月 18 日(月)～平成 20 年 2 月 29 日(金) (期限厳守)

(注) 受付期限を過ぎたものは受理できません。(締切日の消印有効)

願書提出方法 受験しようとする場所を管轄する「財務局理財課等」あてに、必ず郵便局の窓口で
簡易書留(書留でも可)扱いにして発送して下さい。(所定の「願書提出用封筒」
で提出して下さい。)

(注) 願書を直接持参しても受理できませんので、早めに発送して下さい。

受験票発送時期 受験票は原則として 3 月下旬～4 月上旬に発送予定

願書の受付は、郵便局の簡易書留扱いにて発送されたものに限りです。

試験日程

	試験期日	着席時刻	試験時間	試験科目
短答式試験	平成 20 年 5 月 25 日(日)	10:15	10:30～11:30	企業法
		12:45	13:00～15:00	管理会計論・監査論
		15:45	16:00～18:00	財務会計論
論文式試験	平成 20 年 8 月 22 日(金)	10:10	10:30～12:30	監査論
		14:10	14:30～16:30	租税法
	平成 20 年 8 月 23 日(土)	10:10	10:30～12:30	会计学
		14:10	14:30～17:30	会计学
	平成 20 年 8 月 24 日(日)	10:10	10:30～12:30	企業法
		14:10	14:30～16:30	選択科目

短答式試験合格発表 平成 20 年 6 月 27 日(金)(予定)

論文式試験合格発表 平成 20 年 11 月 18 日(火)(予定)

<目次>

1 公認会計士試験の概要	1	7 合格発表	9
2 試験免除等	3	8 試験地、受験願書配付・提出先	10
3 受験願書の配付	4	9 試験免除該当者等一覧	11
4 受験願書の提出	5	10 受験願書の記載例	15
5 受験者心得(受験上の注意事項)	7	11 願書提出用封筒の記載例	17
6 出願後の記載事項の変更	9	12 各種様式	18

1 公認会計士試験の概要

(1) 目的及び方法

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、短答式（マークシート方式）及び論文式による筆記の方法により行います。

(2) 試験科目

【短答式試験】

必須科目	財務会計論	管理会計論	監査論	企業法
------	-------	-------	-----	-----

【論文式試験】

必須科目	会計学 (財務会計論及び管理会計論)		監査論	企業法	租税法
選択科目 (1科目)	経営学	経済学	民法	統計学	

(3) 試験科目の分野及び範囲

公認会計士試験においては、その受験者が公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を備えているかどうかを適確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏することなく、実践的な思考力、判断力等の判定を行います。

【短答式試験及び論文式試験共通の試験科目】

① 会計学

・ 財務会計論

簿記、財務諸表論、企業等の外部の利害関係者の経済的意思決定に役立つ情報を提供することを目的とする会計の理論

・ 管理会計論

原価計算、企業等の内部の経営者の意思決定及び業績管理に役立つ情報を提供することを目的とする会計の理論

② 監査論

金融商品取引法及び会社法に基づく監査制度及び監査諸基準その他の監査理論

③ 企業法

会社法、商法（海商並びに手形及び小切手に関する部分を除く。）、金融商品取引法（企業内容等の開示に関する部分に限る。）、監査を受けるべきこととされる組合その他の組織に関する法

【論文式試験のみの試験科目】

④ 租税法

法人税法、所得税法、租税法総論及び消費税法、相続税法その他の租税法各論

⑤ 経営学（選択科目）

経営管理及び財務管理の基礎的理論

⑥ 経済学（選択科目）

ミクロ経済学、マクロ経済学その他の経済理論

⑦ 民法（選択科目）

民法典第1編から第3編を主とし、第4編及び第5編並びに関連する特別法を含む。

⑧ 統計学（選択科目）

記述統計及び推測統計の理論並びに金融工学の基礎的理論

（注1）論文式試験の「会計学」、「監査論」、「企業法」、「租税法」及び「民法」の試験は、公認会計士試験用法令基準等を示して行います。受験時に配付する法令基準等については、公認会計士・監査審査会ホームページに掲載しています。

（注2）「出題範囲の要旨」を公認会計士・監査審査会ホームページに掲載しています。

ホームページ（<http://www.fsa.go.jp/cpaob/index.html>）

(4) 合格基準

① 短答式試験

総点数の70%を基準として、公認会計士・監査審査会が相当と認めた得点比率とします。

ただし、1科目につき、その満点の40%に満たないもののある者は、不合格となる場合があります。

② 論文式試験

52%の得点比率を基準として、公認会計士・監査審査会が相当と認めた得点比率とします。

ただし、1科目につき、その得点比率が40%に満たないもののある者は、不合格となる場合があります。（なお、論文式試験の採点格差の調整は、標準偏差により行われます。）

（注）短答式試験または論文式試験において免除を受けた試験科目がある場合は、当該免除科目を除いた他の科目の合計得点の比率によって合否が判定されます。

(5) 論文式試験の科目合格基準（期限付き科目免除基準）

試験科目のうちの一部の科目について、同一の回の公認会計士試験における公認会計士試験論文式試験合格者の平均得点比率を基準として、公認会計士・監査審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者を科目合格者（期限付き科目免除資格取得者）とします。

（注）当該科目については、合格発表の日から起算して2年を経過する日までに行われる論文式試験が、その申請により免除されます。

(6) 法令等の適用日

解答に当たり適用すべき法令等は、平成20年1月1日現在施行のものとしします。

2 試験免除等

(1) 試験免除等の区分

- ① 平成 18 年短答式試験及び平成 19 年短答式試験の合格者に対する免除
- ② 平成 18 年論文式試験及び平成 19 年論文式試験の一部科目免除資格取得者に対する科目免除
- ③ その他の免除（次の④に該当するものを除く）
- ④ 旧公認会計士試験第 2 次試験合格者に対する免除等（経過措置）

(2) 申請方法

免除等の該当者	免除等の内容	申請方法																		
① 平成 18 年短答式試験及び平成 19 年短答式試験の合格者	【短答式試験の免除（2 年間）】 合格した短答式試験に係る合格発表の日から起算して 2 年を経過する日までに行われる短答式試験が免除されます。	受験願書の提出の際、 「 公認会計士試験短答式試験合格通知書（コピー） 」を添付して免除申請を行います。 ※「公認会計士試験免除申請書」による免除申請の手続は不要です。																		
② 平成 18 年論文式試験及び平成 19 年論文式試験の一部科目免除資格取得者	【論文式試験における当該科目の免除（2 年間）】 科目合格（期限付き科目免除資格を取得）した論文式試験に係る合格発表の日から起算して 2 年を経過する日までに行われる論文式試験における当該科目が免除されます。	受験願書の提出の際、 「 公認会計士試験論文式試験一部科目免除資格通知書（コピー） 」を添付して免除申請を行います。 ※「公認会計士試験免除申請書」による免除申請の手続は不要です。																		
③ その他の免除資格取得者（次の④に該当する者を除く） （P.11「9 試験免除該当者等一覧」参照）	【①短答式試験の免除（全部免除）】 【②短答式試験の一部科目免除】 【③論文式試験の一部科目免除】	受験願書の提出より前に、あらかじめ「 公認会計士試験免除申請書 」による免除申請の手続を済ませておくことが必要です。 （下記「(3) 免除申請書による申請手続」参照）																		
④ 旧公認会計士試験第 2 次試験合格者	【短答式試験のみなし合格】 短答式試験に合格した者とみなされます。 【論文式試験の科目免除】 旧公認会計士試験第 2 次試験の論文式試験において受験した科目が免除されます。 ※受験した試験科目の区分に応じ、次表の右に掲げる試験科目を免除 <table border="1"> <tr> <td>受験した科目</td><td>⇒</td><td>免除科目</td></tr> <tr> <td>会計学</td><td>⇒</td><td>会計学</td></tr> <tr> <td>商 法</td><td>⇒</td><td>企業法</td></tr> <tr> <td>経営学</td><td>⇒</td><td>経営学</td></tr> <tr> <td>経済学</td><td>⇒</td><td>経済学</td></tr> <tr> <td>民 法</td><td>⇒</td><td>民 法</td></tr> </table>	受験した科目	⇒	免除科目	会計学	⇒	会計学	商 法	⇒	企業法	経営学	⇒	経営学	経済学	⇒	経済学	民 法	⇒	民 法	受験願書の提出の際、旧公認会計士試験第 2 次試験の「合格証書（コピー）」を添付して免除申請を行います。 ※原則として「公認会計士試験免除申請書」による免除申請の手続は不要です。 ただし、旧公認会計士試験第 2 次試験の論文式試験において免除された科目がある場合は、当該科目について、「公認会計士試験免除申請書」による再度の免除申請が必要です。 （下記「(3) 免除申請書による申請手続」参照）
受験した科目	⇒	免除科目																		
会計学	⇒	会計学																		
商 法	⇒	企業法																		
経営学	⇒	経営学																		
経済学	⇒	経済学																		
民 法	⇒	民 法																		

(3) 免除申請書による申請手続

試験の一部科目免除等を受けようとする者（上記「(2) 申請方法」の「③ その他の免除資格取得者」等）は、受験願書の提出より前に、あらかじめ「公認会計士試験免除申請書」による免除申請の手続を済ませておく必要があります。

なお、平成 18 年以降に免除手続が済んでいる場合は、免除手続は不要です。

① 申請先 **公認会計士・監査審査会事務局総務試験室**

（〒100-8905 東京都千代田区霞ヶ関 3-2-1 中央合同庁舎第 7 号館（03-5251-7295））

② 提出方法（郵送の場合）

イ 封筒の表に「公認会計士試験 免除申請書在中」と朱書きして下さい。

ロ 上記封筒には、必ず次の返信用封筒を同封して下さい。

- ・ 返信用封筒の大きさ おおむね 23 cm×12 cm：長形 3 号
- ・ 80 円分の郵便切手を貼って下さい。
- ・ あて先（申請者）の郵便番号・住所・氏名を明記して下さい。
- ・ 博士学位論文（原本）返却希望者は、別途返却用封筒にあて先（申請者）の郵便番号・住所・氏名を明記し切手を貼って同封して下さい。

ハ「公認会計士・監査審査会事務局総務試験室」あてに必ず郵便局の窓口で配達記録（簡易書留、書留でも可）扱いにして発送して下さい。

③ 提出書類

免除申請は次の書類を提出することにより行って下さい。

書類名	作成上の注意事項等
公認会計士試験 免除申請書（様式第 1 号）	P. 18「12 各種様式」の記載例を参考に、所定の事項を記入して下さい。
【添付書類】 免除を受ける資格を有することを証する書面	詳細は P. 11「9 試験免除該当者等一覧」を参照して下さい。

（注）他の国家試験の合格証明書等を添付して免除申請を行う者に関しては、当該試験の実施機関に照会する場合があります。

④ 免除通知書の交付

申請に基づき、試験科目の一部免除等を行うこととした者に対しては、「公認会計士試験免除通知書」が交付されます。

※「公認会計士試験免除通知書（コピー）」は、受験願書の提出の際、添付書類として必要となります。

平成 20 年公認会計士試験において免除を受けようとする者は、**平成 20 年 2 月 15 日（金）までに**「公認会計士試験免除申請書」による免除申請の手続を行って下さい。なお、免除申請の内容によっては、審査に時間を要するものがありますので、ご留意願います。

3 受験願書の配付

(1) 配付期間 **平成 20 年 1 月 15 日（火）～平成 20 年 2 月 29 日（金）**

（配付時間 平日午前 9 時から午後 5 時まで）

（注 1）配付期間外に請求しても願書の配付は行いません。

（注 2）願書の配付は 1 人 1 部に限ります。

（注 3）願書とあわせて「願書提出用封筒」及び「受験票返信用封筒」も配付します。

- (2) 配付場所 「財務局理財課等」及び公認会計士・監査審査会事務局
(P. 10「8 試験地、受験願書配付・提出先」参照)

(3) 郵便で請求する場合

- ① 封筒の表に「公認会計士試験 願書請求」と書いて下さい。(「請求」には二重線を引くこと。)
- ② 上記封筒には、必ず次の返信用封筒(受験願書返信用)を同封して下さい。
 - イ 返信用封筒の大きさ
おおむね 24 cm×33 cm：角形 2 号(日本工業規格 A4 を折らずに封入できるもの)
 - ロ 200 円分の郵便切手を貼って下さい。
 - ハ あて先(受験願書送付先)の郵便番号・住所・氏名を明記して下さい。
 - ニ 「折り曲げ厳禁」と朱書きして下さい。
- ③ 受験しようとする場所を管轄する「財務局理財課等」あてに郵送して下さい。

4 受験願書の提出

- (1) 受付期間 **平成 20 年 2 月 18 日(月)～平成 20 年 2 月 29 日(金) (期限厳守)**

(注) 受付期限を過ぎたものは受理できません。(締切日の消印有効)

- (2) 提出先 受験しようとする場所を管轄する「財務局理財課等」
(P. 10「8 試験地、受験願書配付・提出先」参照)

(3) 提出方法

- ① 受験願書を提出する際は、所定の「願書提出用封筒」を使用して下さい。
(注) P. 17「11 願書提出用封筒の記載例」を参照して、所定の事項を漏れなく記入して下さい。
- ② 上記封筒には、必ず所定の「**受験票返信用封筒**」に **80 円分の郵便切手を貼り**、同封して下さい。(「受験票返信用封筒」にあて先は記入しないで下さい。)
- ③ 受験願書に不備がないかを再度確認して下さい。(下記「(4) 受験手数料」及び「(5) 受験申し込み時の提出書類」に不備がないかについても再度確認して下さい。)
- ④ 受験しようとする場所を管轄する「財務局理財課等」あてに、郵便局の窓口で**必ず簡易書留(書留でも可)扱い**にして郵送して下さい。
- ⑤ 身体の障害により、特別な措置を希望する者は、受験願書を提出する前に公認会計士・監査審査会事務局に照会して下さい。

(4) 受験手数料

19,500 円分の収入印紙を、受験願書の所定の欄内に重ならないように貼って下さい。(消印しないこと。)

(5) 受験申し込み時の提出書類

書類名	作成上の注意事項等
受験願書	所定の事項を記入のうえ、受験手数料に相当する収入印紙を重ならないように貼って下さい。(消印しないこと。) なお、記入する際は、受験願書の記載例を参照し記入して下さい。
受験願書(控)	1. 受験願書と相違のないように記入して下さい。 2. 写真は写真票と同じものを貼って下さい。
写真票	1. 必要事項を必ず記入して下さい。 2. 写真の裏面に氏名を記入のうえ、全面をのりづけして下さい。 3. 写真の規格 (1) 大きさは、縦 5cm×横 4cm 又は縦 4.5cm×横 3.5cm (2) 人物像がおおむね写真票中に点線で示した大きさのもの (3) 脱帽・正面向・上半身像で背景が無地のもの (4) 受験時に眼鏡を使用する場合は眼鏡をかけて撮影したもの (5) 白黒、カラーのいずれも可 (6) 最近 3 ヶ月以内に撮影したもの 上記の規格の一つでも合わないものや、不鮮明なもの、人物像が小さいもの等、受験写真として不適当なものは受理できません。
受験票	必要事項を必ず記入して下さい。(受験票の裏面にも住所等を記入すること。)
受験票返信用封筒	所定の「受験票返信用封筒」を必ず同封して下さい。(80 円分の郵便切手を必ず貼ること。あて先は記入しないこと。)
【免除資格取得者等の場合】 免除通知書等のコピー(一部原本の場合あり)	次の区分に従い、免除資格を取得していること等を証する書面のコピー(カラーコピーは不可)又は原本を添付して下さい。 (1) 平成 18 年短答式試験及び平成 19 年短答式試験の合格者 「公認会計士試験短答式試験合格通知書(コピー)」 (2) 平成 18 年論文式試験及び平成 19 年論文式試験の科目合格者 「公認会計士試験論文式試験一部科目免除資格通知書(コピー)」 (3) その他の免除資格取得者(次の(4)に該当する者を除く) 「公認会計士試験免除通知書(コピー)」 (4) 旧公認会計士試験第 2 次試験合格者 旧公認会計士試験第 2 次試験の「合格証書(コピー)」 (5) 会計専門職大学院修了見込者(平成 20 年 3 月修了見込みの者) 「通知書(条件付免除通知書)」の原本 ・上記(2)(3)の場合 免除資格を取得している試験科目のうちに今回の試験で免除を受けずに「受験する科目」があるときは、添付する免除通知書等のコピーの「免除を受けられる試験科目」の中で、今回「受験する科目」(免除を受けない科目)を必ず二重線で抹消して下さい。 ・上記(4)の場合 免除資格を取得している論文式試験科目のうちに今回の試験で免除を受けずに「受験する科目」があるときは、「合格証書(コピー)」の任意の箇所に「〇〇科目については受験します」と必ず朱書きして下さい。
戸籍抄本 (願書に記載した氏名と添付書類(免除通知書等のコピー)の氏名が異なる場合)	受験願書に記載した氏名と添付書類(免除通知書等のコピー)の氏名が異なる場合は、氏名が変更になったことを確認できる書類(戸籍抄本)を添付して下さい。

- (注 1) 受験願書は、「財務局理財課等」に直接持参しても受理できませんので、早めに発送して下さい。
- (注 2) 受験願書、受験手数料及び提出書類に不備があるものは受理できません。 受験案内及び受験願書の記載例をよく読み、誤りや漏れがないよう注意して下さい。
- (注 3) 受験願書等に記載された個人情報、公認会計士試験実施事務及び統計目的以外に使用することはありません。
- (注 4) 転居等により、受験願書の現住所と受験票送付先が変わることがあらかじめわかっている場合は、「住所等変更届出書」(様式第 2 号) に転居先・転居予定日を記入し、添付して下さい。(受験番号欄は記入しないで下さい。) 転居の際は、必ず郵便局に転居届を提出して下さい。転居届を提出していない場合は、受験票が届かないことがあります。

※ 短答式試験合格通知書・論文式試験一部科目免除資格通知書・旧第 2 次試験合格証書を紛失した場合の取扱い

これらの再発行は行っておりません。紛失された方で必要な方には、各種「証明書」を発行しますので、発行申請書に必要事項を記入の上、公認会計士・監査審査会事務局に郵送して下さい。申請書様式は、公認会計士・監査審査会ホームページに掲載しております。受験願書には、各種「証明書」のコピーを添付して下さい。

(6) 受験票の発送

原則として 3 月下旬～4 月上旬に「財務局理財課等」より受験票が発送される予定です。

5 受験者心得 (受験上の注意事項)

(1) 携行品

試験中は、次に掲げるもの以外は、すべてかばん等の中にしまい、足元に置いて下さい。衣服のポケット等にも入れないで下さい。

試験中、試験官が必要と認めた場合は、携行品の確認をすることがあります。以下の使用を認められたもの以外のものを机に出している場合は、不正受験とみなされることがあります。

- ① 受験票 (受験票を所持しない者の受験は認めません。試験中は試験官に見えるように机の上に置いて下さい。)

② 筆記用具

イ 答案の筆記には次のものを使用して下さい。

【短答式試験】

黒鉛筆 (B 又は HB) 及びプラスチック製消しゴム

(注) シャープペンシルの使用も認めますが、芯は黒の B または HB とし、マークシートの欄に確実にマークして下さい。

【論文式試験】

黒インクのボールペン又は万年筆及び修正液 (修正テープ)

(消しゴムで消えるボールペンは使用不可)

ロ 短答式試験、論文式試験ともに、問題用紙に使用する場合にのみ、蛍光ペン・色鉛筆・色付ボールペンの使用を認めます。

また、論文式試験では、黒鉛筆・シャープペンシル・プラスチック製消しゴムの持ち込みも認めますが、黒インクのボールペン又は万年筆以外で記入した答案は無効とします。

③ その他

- ・ 試験中の飲食は禁止します。ただし、水分補給のため、ふた付ペットボトル（アルミ缶は不可）500ml 以下のもの 1 本限りの飲料は持ち込んで飲むことを認めます。なお、ペットボトルカバーの持ち込みは認めません。
- ・ 試験中、耳栓の使用は認めますが、試験開始前・試験終了後の使用は認めません。耳栓の使用により注意事項等を聞き漏らしても、そのことによる責任は当該受験者に帰するものであり、再度の説明等は一切行いません。
- ・ ホッチキス
- ・ 定規
- ・ 時計（通信機能を有するものを除く）
- ・ 算盤、電子式卓上計算機（以下の条件（※）に該当するもの 1 台）

（注） 音（音階、音声等）を発するものは使用しないで下さい。

※電子式卓上計算機は、以下に該当するものに限りです。

なお、下記基準に適合するかどうかは、試験官が試験場においてこれを判定し、適合しないものについては、その使用が停止されます。

- ①電源内蔵式で、紙に記録する機能及びプログラム入力またはプログラム記憶機能を有しないもの
- ②数値を表示する部分がおおむね水平であるもの
- ③外形寸法がおおむね次の大きさを超えないもの 20cm×20cm×5cm

なお、以下の機能の使用は認めます。

- ・ カウンター付演算状態表示機能
- ・ 計算続行機能
- ・ アンサーチェック機能
- ・ 税計算機能
- ・ 日数計算機能

(2) 注意事項

- ① 試験は、各財務局等の管理のもとに実施しますから、その試験官の指示に従って下さい。試験中においても、試験官が必要と認めた場合は、確認を求めることがあります。試験官の指示に従わない場合は、不正受験とみなされることがあります。
- ② 各科目の試験開始前に試験問題の配付、本人確認及び注意事項等の説明を行いますので、着席時刻までに必ず着席して下さい。
- ③ 試験開始 60 分経過後から試験終了 10 分前までの間は、中途退室ができます。（ただし、試験時間が 60 分間の科目は、中途退室はできません。）なお、退室する際は、必ず挙手し、試験官の指示に従って下さい。
- ④ 携帯電話等の通信機器の使用はできません。必ず電源を切って下さい。携帯電話等を時計として使用することも禁止します。試験中に携帯電話等の着信音が鳴った場合は、不正受験とみなされることがあります。
- ⑤ 試験問題及び答案用紙は必ず机上に置いて下さい。椅子や机の下等には置かないで下さい。不正受験とみなされることがあります。
- ⑥ 公認会計士試験の問題用紙及び公認会計士試験用法令基準等は、試験終了後に持ち帰ることを認めます。（論文式試験では中途退室時の持ち帰りも認めます。）
- ⑦ 周囲に迷惑をかける等、適正な試験の実施に支障を来す行為を行った場合は、不正受験とみなされることがあります。
- ⑧ 不正受験については、次のような処分が行われることがあります。（公認会計士法第 13 条の 2）

- イ 不正の手段により試験を受けた者又は受けようとした者に対する合格決定の取消又は受験の禁止
- ロ 上記イの処分を受けた者に対する３年以内の受験の禁止

6 出願後の記載事項の変更

(1) 氏名、住所、連絡先の変更

- ・ 遅延なく、受験願書提出先の「財務局理財課等」あてに「住所等変更届出書」(様式第２号)を提出して下さい。
- ・ 変更届出書には、受験局、受験番号、氏名(ふりがな)、生年月日を明記の上、変更のあった事項を記載して下さい。(住所変更があった場合、変更後の「郵便番号」、「連絡先」も忘れずに記載して下さい。)
- ・ 氏名に変更があった場合は、それを確認できる書類(戸籍抄本)を添付して下さい。
- ・ 住所変更があった場合は、必ず郵便局に転居届を提出して下さい。

(2) 選択科目の変更

選択科目の変更は認めません。

(3) 受験局及び試験会場の変更

受験局及び試験会場の変更は認めません。

7 合格発表

ホームページ (<http://www.fsa.go.jp/cpaob/index.html>)

(1) 発表予定日

短答式試験 平成 20 年 6 月 27 日 (金)
論文式試験 平成 20 年 11 月 18 日 (火)

(2) 発表方法

短答式試験合格者	(掲 示) 各財務局等において「受験番号」を掲示 (インターネット) 公認会計士・監査審査会ホームページに「受験番号」を掲載 (合格通知書) 合格者に「合格通知書」を郵送(合格発表後に発送予定) (官報公告) 合格発表日に「受験番号」を公告予定
論文式試験合格者	(掲 示) 各財務局等において「受験番号」及び「氏名」を掲示 (インターネット) 公認会計士・監査審査会ホームページに「受験番号」を掲載 (合格証書) 合格者に「合格証書」を郵送(合格発表後に発送予定) (官報公告) 合格発表日に「受験番号」及び「氏名」を公告予定
論文式試験科目合格者 (期限付き科目免除資格取得者)	(インターネット) 公認会計士・監査審査会ホームページに「受験番号」を掲載 「公認会計士試験一部科目免除資格通知書」を郵送(合格発表後に発送予定)
論文式試験の不合格者	「論文式試験成績通知書」を郵送(合格発表後に発送予定)

電話による合否の問い合わせには一切応じられません。

8 試験地、受験願書配付・提出先

試験地	受験願書配付・提出先 (「財務局理財課等」)			
		郵便番号	所在地	連絡先
北海道	北海道財務局理財課	060-8579	札幌市北区北 8 条西 2 丁目	011-709-2311
宮城県	東北財務局理財課	980-8436	仙台市青葉区本町 3-3-1	022-263-1111
東京都	関東財務局理財第 1 課	330-9716	さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-1117
石川県	北陸財務局理財課	921-8508	金沢市新神田 4-3-10	076-292-7851
愛知県	東海財務局理財課	460-8521	名古屋市中区三の丸 3-3-1	052-951-1790
大阪府	近畿財務局理財第 1 課	540-8550	大阪市中央区大手前 4-1-76	06-6949-6366
広島県	中国財務局理財課	730-8520	広島市中区上八丁堀 6-30	082-221-9221
香川県	四国財務局理財課	760-8550	高松市中野町 26-1	087-831-2131
福岡県	福岡財務支局理財課	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-11-1	092-411-7281
熊本県	九州財務局理財課	860-8585	熊本市二の丸 1-2	096-353-6351
沖縄県	沖縄総合事務局理財課	900-8530	那覇市前島 2-21-7	098-862-1451

公認会計士・監査審査会事務局総務試験室

〒100-8905 東京都千代田区霞ヶ関 3-2-1 中央合同庁舎第 7 号館 (03-5251-7295)

ホームページ (<http://www.fsa.go.jp/cpaao/index.html>)

- (注 1) 受験願書の配付を郵便で請求する場合は、各財務局等の「局名」(例:「関東財務局」)だけでなく、必ず「担当課名」(例:「理財第 1 課」)までを郵送先として下さい。
- (注 2) 受験願書の窓口配付は、公認会計士・監査審査会事務局でも行います。ただし、公認会計士・監査審査会事務局では、郵便請求による受験願書の配付及び受験願書の受付は行いません。

9 試験免除該当者等一覧

(1) 短答式試験の免除（全部免除）

次の①～④のいずれかに該当する者は、「公認会計士試験免除申請書」による免除申請を行うことにより、短答式試験の免除（全部免除）にかかる「公認会計士試験免除通知書」の交付を受けることができます。（申請に当たっては免除を受ける資格を有することを証する書面を添付する必要があります。）

なお、**旧公認会計士試験制度のもとで平成 17 年以前に免除を受けている場合は、「公認会計士試験免除申請書」による再度の免除申請が必要になります。**（公認会計士・監査審査会事務局に照会して下さい。）

	短答式試験の免除該当者	添付書類
①	大学等において 3 年以上商学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者	【教授等の場合】 ①在職(在籍)証明書 ②講義概要(講義要領、シラバス等) ③学歴及び経歴書 ④時間割表 ⑤研究業績一覧 【博士号の場合】 ①学歴及び研究経歴書 ②研究業績一覧 ③博士課程在籍及び成績証明書 ④博士学位論文(コピーも可) ⑤博士学位授与証明書 ⑥博士学位審査報告書
②	大学等において 3 年以上法学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は法学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者	【高等試験（司法科）の場合】 法務省発行の合格証明書 【高等試験（行政科）の場合】 内閣府発行の合格証明書
③	高等試験本試験合格者	法務省発行の合格証明書
④	司法試験合格者及び旧司法試験第 2 次試験合格者	法務省発行の合格証明書

(注) このほか、平成 18 及び平成 19 年の公認会計士試験短答式試験に合格した者は、その申請により、当該短答式試験に係る合格発表の日から起算して 2 年を経過する日までに行われる短答式試験が免除されます。（P. 3「2 試験免除等」参照）

(2) 短答式試験の一部科目免除

次の①～③のいずれかに該当する者は、「公認会計士試験免除申請書」による免除申請を行うことにより、短答式試験の次の科目にかかる「公認会計士試験免除通知書」の交付を受けることができます。（申請に当たっては免除を受ける資格を有することを証する書面を添付する必要があります。）

	科目免除の該当者	免除科目	添付書類
①	税理士となる資格を有する者、又は税理士試験の試験科目のうち簿記論及び財務諸表論の2科目について基準（満点の60パーセント）以上の成績を得た者（基準以上の成績を得たものとみなされる者を含む。）	財務会計論	【税理士となる資格を有する者】 ①日本税理士会連合会発行の「登録事項証明書」及び ②国税審議会発行の「合格証書（コピー）」等、税理士となる資格を有することを証する書面 【税理士試験における一定の成績取得者】 ①国税審議会発行の「税理士試験等結果通知書（コピー）」等、簿記論及び財務諸表論の2科目について基準以上の成績を得たことを証明する書面
②	会計専門職大学院において、 ①簿記、財務諸表その他の財務会計に属する科目に関する研究 ②原価計算その他の管理会計に属する科目に関する研究 ③監査論その他の監査に属する科目に関する研究 により、上記①に規定する科目を10単位以上、②及び③に規定する科目をそれぞれ6単位以上履修し、かつ、上記①から③の各号に規定する科目を合計で28単位以上履修した上で修士（専門職）の学位を授与された者	財務会計論 財管及び監査論	①修得・修了見込証明書 ②修得科目の講義概要 なお、平成20年3月をもって、修士（専門職）の学位の取得が見込まれる者は、下記（注）のとおり2段階の証明書の提出が必要になります。
③	金融商品取引法に規定する上場会社等、会社法に規定する大会社、国、地方公共団体その他の内閣府令で定める法人においては会計又は監査に関する事務又は業務に従事した期間が通算して7年以上である者	財務会計論	①在職証明書 ②業務分掌規程 ③会社案内 ④業務内容がわかる書類 ⑤監査を受けていることがわかる書類（監査証明書（コピー））等 ①及び④には会社の社印による押印が必要です。

（注）会計専門職大学院修了見込者（上記②の「科目免除の該当者」）の免除申請手続

平成20年3月をもって、修士（専門職）の学位の取得が見込まれる者は、次のとおり2段階の証明書の提出が必要になります。

① 1回目の手続

「公認会計士試験免除申請書」に、「修得・修了見込証明書（**原本**）」（様式第3号）及び「修得科目の講義概要」を添付して**公認会計士・監査審査会事務局**に提出して下さい。（公認会計士・監査審査会事務局より「通知書（条件付免除通知書）」が交付されます。）

② 受験願書の提出

「受験願書」の「⑩その他の免除通知書番号」に上記の「通知書（条件付免除通知書）」の通知番号を記入し、**原本**を添付の上、「**財務局理財課等**」に提出して下さい。

③ 2回目の手続

平成20年3月に学位を取得した後、4月2日（水）までに「修得・修了証明書（**原本**）」（様式第4号）を**公認会計士・監査審査会事務局**に提出して下さい。

④ 受験票及び「免除通知書」の交付

公認会計士・監査審査会事務局より、「受験票」及び「公認会計士試験免除通知書」が送付されます。（4月末発送予定）

(3) 論文式試験の一部科目免除

次の①～⑩のいずれかに該当する者については、「公認会計士試験免除申請書」による免除申請を行うことにより、論文式試験の次の科目にかかる「公認会計士試験免除通知書」の交付を受けることができます。(申請に当たっては免除を受ける資格を有することを証する書面を添付する必要があります。)

なお、旧公認会計士試験制度のもとで平成17年以前に免除を受けている場合は、「公認会計士試験免除申請書」による再度の免除申請が必要になります。(公認会計士・監査審査会事務局に照会して下さい。)

	科目免除の該当者	免除科目	添付書類
①	大学等において3年以上商学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者	会計学 及び 経営学	【教授等の場合】 ①在職(在籍)証明書 ②講義概要(講義要領、シラバス等) ③学歴及び経歴書 ④時間割表 ⑤研究業績一覧 【博士号の場合】 ①学歴及び研究経歴書 ②研究業績一覧 ③博士課程在籍及び成績証明書 ④博士学位論文(コピーも可) ⑤博士学位授与証明書 ⑥博士学位審査報告書
②	大学等において3年以上法学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は法学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者	企業法 及び 民法	【高等試験(司法科)の場合】 法務省発行の合格証明書 【高等試験(行政科)の場合】 内閣府発行の合格証明書
③	高等試験本試験合格者	高等試験本試験 において受 験した科目 (当該科目が 商法である場 合にあっては、 企業法)	法務省発行の合格証明書
④	司法試験合格者	企業法 及び 民法	法務省発行の合格証明書
⑤	旧司法試験第2次試験合格者	旧司法試験の 第2次試験に おいて受験し た科目(受験 した科目が商 法又は会計学 である場合に あっては、企 業法又は会計 学)	法務省発行の合格証明書
⑥	大学等において3年以上経済学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者	経済学	【教授等の場合】 ①在職(在籍)証明書 ②講義概要(講義要領、シラバス等) ③学歴及び経歴書 ④時間割表 ⑤研究業績一覧 【博士号の場合】 ①学歴及び研究経歴書 ②研究業績一覧 ③博士課程在籍及び成績証明書 ④博士学位論文(コピーも可) ⑤博士学位授与証明書 ⑥博士学位審査報告書
⑦	不動産鑑定士試験合格者及び不動産鑑定評価法の規定による不動産鑑定士試験第2次試験合格者	経済学 又は 民法	国土交通省発行の合格証明書

⑧	税理士となる資格を有する者	租税法	①日本税理士会連合会発行の「登録事項証明書」及び ②国税審議会発行の「合格証書(コピー)」等、税理士となる資格を有することを証する書面
⑨	企業会計の基準の設定、原価計算の統一、その他企業事務の統制、業務の改善に必要と認められる者	会計学	公認会計士・監査審査会事務局に照会して下さい。
⑩	監査基準の整備、その他監査業務の統制、業務の改善に必要と認められる者	監査論	

(注) このほか、公認会計士試験論文式試験の一部科目について公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者は、その申請により、当該論文式試験に係る合格発表の日から起算して2年を経過する日までに行われる論文式試験における当該科目が免除されます。

(P.3「2 試験免除等」参照)

次の⑪に該当する者については、旧公認会計士試験第2次試験の論文式試験において受験した科目は、「公認会計士試験免除申請書」による申請によらず、当該試験の「合格証書」のコピーを受験願書に添付して免除申請を行うことにより、当該科目が免除されます。(P.3「2 試験免除等」参照)

ただし、旧公認会計士試験第2次試験の論文式試験において**免除された科目がある場合**は、当該科目について、「公認会計士試験免除申請書」による**再度の免除申請が必要**です。

	科目免除の該当者	免除科目	添付書類																		
⑪	【免除された科目がある場合】 旧公認会計士試験 第2次試験合格者	※受験した旧第2次試験論文式試験 の試験科目の区分に応じ、次表の右 に掲げる試験科目を免除 <table><tr><td>受験した科目</td><td>⇒</td><td>免除科目</td></tr><tr><td>会計学</td><td>⇒</td><td>会計学</td></tr><tr><td>商 法</td><td>⇒</td><td>企業法</td></tr><tr><td>経営学</td><td>⇒</td><td>経営学</td></tr><tr><td>経済学</td><td>⇒</td><td>経済学</td></tr><tr><td>民 法</td><td>⇒</td><td>民 法</td></tr></table>	受験した科目	⇒	免除科目	会計学	⇒	会計学	商 法	⇒	企業法	経営学	⇒	経営学	経済学	⇒	経済学	民 法	⇒	民 法	平成 17 年以前に交付を 受けた「公認会計士第2 次試験免除通知書」又は 「公認会計士第2次試験 免除確認（認定）通知書」
受験した科目	⇒	免除科目																			
会計学	⇒	会計学																			
商 法	⇒	企業法																			
経営学	⇒	経営学																			
経済学	⇒	経済学																			
民 法	⇒	民 法																			

(例) 短答式試験合格による短答式試験免除者で論文式試験の選択科目の経済学について科目合格による免除を受ける場合

[illegible]

受験願書(控)

平成20年				
受験番号				
財務局※ 財務支局第 号 総合事務局				
関東				
ふりがな かいけい たろう				
氏名 会計 太郎				
生年月日	明治・大正 (昭和) 平成	50年 2月 29日	性別	(男)・女
〒0000-0000-0000				
現住所	東京都港区虎ノ門0-0-0 00アパート101号 〔TEL (自宅) 00-0000-0000 (携帯) 000-0000-0000〕			
緊急連絡先	〔上記の現住所欄の電話番号以外で緊急の場合等の連絡先 (電話番号記入を必ず記入すること。) (勤務先・親戚等・その他) なし〕 (TEL000-000-0000)			

写真票

平成20年				
受験番号				
財務局※ 財務支局第 号 総合事務局				
関東				
ふりがな かいけい たろう				
氏名 会計 太郎				
生年月日	明治・大正 (昭和) 平成	50年 2月 29日	性別	(男)・女

公認会計士試験
受験票

平成20年	
受験番号	
財務局※ 財務支局第 号 総合事務局	
関東	
ふりがな かいけい たろう	
氏名 会計 太郎	

〔注1〕裏面に受験票送付先の「住所・氏名」を必ず記載すること。(正しく記載されていない場合には受験票が届かないことがあるので、記載に当たっては十分注意すること。)

〔注2〕裏面に受験に当たっての【注意事項】を記載しているの、必ず確認すること。

〔注3〕試験問題の配付、本人確認及び注意事項等の説明を行うので、下記の(着席時刻)までに必ず着席すること。

切り離さないで下さい。

切り離さないで下さい。

論文式試験 選択科目	経営学	経済学	民法	統計学
選択科目は必ず「1」を記入。受験整理表には「1」を記入すること。				
短答式試験 免除等科目	財務会計論	管理会計論	監査論	企業法
(免) (免) (免) (免) (免)				
論文式試験 免除科目	会計学	監査論	企業法	租税法
	経営学	経済学	民法	統計学
(免)				
免除科目に「(免)」と記入。受験整理表には「1」を記入すること。				

論文式試験 選択科目	経営学	経済学	民法	統計学
選択科目は必ず「1」を記入。受験整理表には「1」を記入すること。				
短答式試験 免除等科目	財務会計論	管理会計論	監査論	企業法
(免) (免) (免) (免) (免)				
論文式試験 免除科目	会計学	監査論	企業法	租税法
	経営学	経済学	民法	統計学
(免)				
免除科目に「(免)」と記入。受験整理表には「1」を記入すること。				

撮影年月 平成	写真貼付
20 年 2 月	5cm × 4cm 又は 4.5cm × 3.5cm
(注意) 1 最近3か月以内に撮影した脱帽正面 面方向制型(人物像が肩線像大のもの)で 背景が無地のものを貼って下さい。 2 規定の大きさをでないもの、不鮮明な もの、人物が小さいもの等受験写真とし て不適当なものは、受理できません。 3 写真の裏面に氏名を記入して下さい。	

撮影年月 平成	写真貼付
20 年 2 月	5cm × 4cm 又は 4.5cm × 3.5cm
(注意) 1 最近3か月以内に撮影した脱帽正面 面方向制型(人物像が肩線像大のもの)で 背景が無地のものを貼って下さい。 2 規定の大きさをでないもの、不鮮明な もの、人物が小さいもの等受験写真とし て不適当なものは、受理できません。 3 写真の裏面に氏名を記入して下さい。	

裏面も必ず記入すること。

11 願書提出用封筒の記載例

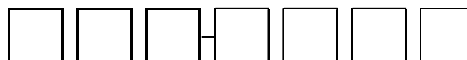
(例) 短答式試験合格による短答式試験免除者で論文式試験の選択科目の経済学について科目合格による免除を受ける場合

・必ず郵便局の窓口で「簡易書留」扱いとすること。
・期限厳守（締切日の消印有効）

＜願書受付期間＞
平成20年2月18日（月）
～
平成20年2月29日（金）

簡易書留
折り曲げ厳禁

受 公
験 認
願 会
書 計
在 士
中 試
験



〇
〇 財 務 局
理 財 課
御 中

●
〇 県
▲
△ 市
■
〇 丁目
△ 番
□ 号

《差出人記入欄》〒 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 東京都港区虎ノ門〇-〇-〇
〇〇アパート101号

氏 名 会 計 太 郎

電 話 番 号 00-0000-0000

試 験 区 分

1. 短答式試験

- A 受験する場合 ① 一 般 (②・③以外の者)
② 会計専門職大学院修了見込者 (平成20年3月に修了見込の者)
③ 会計専門職大学院修了者

- B 受験しない場合 ④ 短答式試験 (全科目) 免除者 (⑤以外の者)
⑤ 旧第2次試験合格者

2. 論文式試験 (選択科目) ①経営学 ②経済学 ③民法 ④統計学

(免除申請科目) ①有 ②無

(上記の各項目について、①～⑤のうち該当するものをそれぞれ○で囲むこと。)

郵送時の注意事項

- 必ず郵便局の窓口で「簡易書留」(書留でも可)扱いにして発送して下さい。
- 発送の際、消印の日付が出願期間内であることを必ず確認して下さい。

郵送前の注意事項

- 受験願書を提出する前に、以下の事項を再度確認して下さい。
- 記入漏れがないこと。(「受験票」の裏面にも住所等を記入して下さい。)
- 収入印紙19,500円分の貼付
- 写真の貼付(2箇所)
- 受験票返信用封筒(80円分の切手貼付)を同封していること。
- 免除科目がある場合等は、添付書類を同封していること。
- 上記の「差出人記入欄」を記入願います。

注意事項をよく読み、すべての項目を再度確認して下さい。

12 各種様式

様式第1号 (日本工業規格A4)

公認会計士試験免除申請書

平成 年 月 日

公認会計士・監査審査会会長 殿

住 所 〒

ふり がな
氏 名

生年月日

(※) 電話番号

公認会計士試験について、下記のとおり試験の免除を申請します。

記

1. 公認会計士法第9条第1項の規定に基づき、短答式による試験の全部免除を受けることの有無
2. 公認会計士法第9条第2項の規定に基づき、短答式による試験のうち免除を受けようとする試験科目
3. 公認会計士法第10条第1項の規定に基づき、論文式による試験のうち免除を受けようとする試験科目

(添付書類)

上記1については、短答式による試験の全部免除を受ける資格を有することを証する書面

上記2及び3については、当該科目の試験の免除を受ける資格を有することを証する書面

(記載例)・・・税理士となる資格を有する者の場合

公認会計士試験免除申請書

平成××年××月××日

公認会計士・監査審査会会長 殿

住 所 〒105-××××

東京都港区虎ノ門2-2-1

ふり がな かいけい たろう
氏 名 会 計 太 郎

生年月日 平成××年××月××日生

(※) 電話番号 03-××××-××××

公認会計士試験について、下記のとおり試験の免除を申請します。

記

1. 公認会計士法第9条第1項の規定に基づき、短答式による試験の全部免除を受けることの有無 無
2. 公認会計士法第9条第2項の規定に基づき、短答式による試験のうち免除を受けようとする試験科目 財務会計論
3. 公認会計士法第10条第1項の規定に基づき、論文式による試験のうち免除を受けようとする試験科目 租税法

(添付書類)

上記1については、短答式による試験の全部免除を受ける資格を有することを証する書面

該当なし

上記2及び3については、当該科目の試験の免除を受ける資格を有することを証する書面

登録事項証明書及び合格証書(写)

【旧司法試験第二次試験合格者用】

公認会計士試験免除申請書

平成 年 月 日

公認会計士・監査審査会会長 殿

住 所 〒

ふり がな
氏 名

生年月日

(※) 電話番号

公認会計士試験について、下記のとおり試験の免除を申請します。

記

1. 公認会計士法の一部を改正する法律(平成15年法律第67号)附則第6条の規定に基づき、短答式による試験の全部免除を受けることの有無
2. 公認会計士法の一部を改正する法律(平成15年法律第67号)附則第6条の規定に基づき、論文式による試験のうち免除を受けようとする試験科目

(添付書類)

上記1については、短答式による試験の全部免除を受ける資格を有することを証する書面

上記2については、当該科目の試験の免除を受ける資格を有することを証する書面

(記載例)・・・旧司法試験第二次試験合格者の場合

公認会計士試験免除申請書

平成××年××月××日

公認会計士・監査審査会会長 殿

住 所 〒105-××××

東京都港区虎ノ門2-2-1

ふり がな かいけい たろう
氏 名 会 計 太 郎

生年月日 平成××年××月××日生

(※) 電話番号 03-××××-××××

公認会計士試験について、下記のとおり試験の免除を申請します。

記

1. 公認会計士法の一部を改正する法律(平成15年法律第67号)附則第6条の規定に基づき、短答式による試験の全部免除を受けることの有無 有
2. 公認会計士法の一部を改正する法律(平成15年法律第67号)附則第6条の規定に基づき、論文式による試験のうち免除を受けようとする試験科目 企業法、民法

(添付書類)

上記1については、短答式による試験の全部免除を受ける資格を有することを証する書面

法務省発行の司法試験第二次試験合格証明書

上記2については、当該科目の試験の免除を受ける資格を有することを証する書面

法務省発行の司法試験第二次試験合格証明書

(注) 記載方法や添付書類等に関して不明な事項については、公認会計士・監査審査会事務局に照会して下さい。

(※)「電話番号」は、免除申請に当たり照会する際に必要なため、必ず記載して下さい。

様式第2号 (日本工業規格A4)

平成 年 月 日

住所等変更届出書

受験局
受験番号
氏名
生年月日 年 月 日生

下記の事項について変更しますので届け出ます。

記

変更年月日 (転居予定日)	変更事項	
	変更後 (変更のないものは 「変更なし」と記入)	変更前 (すべて記入)
平成 年 月 日 変更	①郵便番号 〒 ②住所 ③氏名 ④連絡先	①郵便番号 〒 ②住所 ③氏名 ④連絡先

(注1)

すべての項目を必ず記入して下さい。(「変更後」の欄で変更のないものは、「変更なし」と記入して下さい。)

(注2)

氏名変更の場合は、氏名を変更したことが確認できる書類(戸籍抄本)を添付して下さい。

(注3)

住所を変更する場合は、必ず郵便局に転居届を提出して下さい。

様式第3号 (日本工業規格A4)

修得
見込証明書
修了

平成 年 月(入学) 大学院 研究科
平成 年 月(修了見込) 氏名
生年月日

1. 上記の者は、公認会計士法第9条第2項第2号に基づき公認会計士試験規則第6条に定める所要単位を修得する見込であることを証明する。

科目(修得年数)	修得単位	科目(修得年数)	修得単位	科目(修得年数)	修得単位
財務会計に属する科目		管理会計に属する科目		監査に属する科目	
小計(10単位以上)		小計(6単位以上)		小計(6単位以上)	
				合計(28単位以上)	

2. 上記の者は、本大学(会計専門職大学院)を修了し、修士(専門職)の学位を授与する見込であることを証明する。

平成 年 月 日

大学名
大学長 印

様式第4号 (日本工業規格A4)

修得
証明書
修了

平成 年 月(入学) 大学院 研究科
平成 年 月(修了) 氏名
生年月日

1. 上記の者は、公認会計士法第9条第2項第2号に基づき公認会計士試験規則第6条に定める所要単位を修得したことを証明する。

科目(修得年数)	修得単位	科目(修得年数)	修得単位	科目(修得年数)	修得単位
財務会計に属する科目		管理会計に属する科目		監査に属する科目	
小計(10単位以上)		小計(6単位以上)		小計(6単位以上)	
				合計(28単位以上)	

2. 上記の者は、本大学(会計専門職大学院)を修了し、修士(専門職)の学位を授与したことを証明する。

平成 年 月 日

大学名
大学長 印